

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

確認テスト〈2026年版〉

(2026年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 教材)

(2026/01/13 現在)

2026年合格目標 合格講座本論編等の教材である「2026年版 確認テスト（問題/解答・解説）」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- 2026/01/13 更新分… p.1
-

【2026/01/13 更新分】

労災保険法 解答解説 (RU26353)

訂正箇所	訂正内容	
	訂正後	
訂正	P31 〔問 13〕解説 Point! 被災労働者等援護事業	下記に差し替え（下線部が訂正部分） ※「 <u>・年金受給権を担保とする小口資金の貸付</u> 」を削除

Point! 被災労働者等援護事業

特別支給金の支給に関する事業は、法 29 条に規定する社会復帰促進等事業における事業のうち被災労働者等援護事業のひとつとして行われている。被災労働者等援護事業は、特別支給金の支給のほか、以下のような事業を行うものとされる。

- ・被災労働者の受ける介護の援護
- ・労災就学援護費の支給
- ・労災就労保育援護費の支給
- ・休業補償特別援護金の支給 等

以上